

**首都圏シティプロモーション業務
質問と回答（2024 年 5 月 31 日）**

質問 NO. 1

該当部分	仕様書 4－（1）－イ（首都圏における物産展等各種 P R イベントへの出展支援）
質問	この場合の支援とはイベント自体を企画し提案することでしょうか。それともすでに決まっているイベントの支援でしょうか。昨年の実績などがあれば教えていただきたいです。
回答	イベント自体を企画提案するものではなく、民間事業者が実施するイベントに札幌市東京事務所が出展する際の支援業務となります。 昨年の実績は、北海道フェア in 代々木（代々木）、北海道まるごとフェア（池袋）、JOINT NIPPON～つながる北海道プロジェクト～（二子玉川）等のイベントに関する、ブース装飾、ポスター・チラシ制作、キャンペーン実施に係る物品や景品の準備などの業務です。

質問 NO. 2

該当部分	仕様書 4－（1）－イ（首都圏における物産展等各種 P R イベントへの出展支援）
質問	PR グッズの作成にあたり使用していいキャラクターはありますか。
回答	札幌市東京事務所が権利を有するキャラクターはありません。そのため、キャラクターを使用する場合、商標権、意匠権、著作権などの権利に抵触しない内容としてください。

質問 NO. 3

該当部分	仕様書 4－（3）－ア（公式インスタグラム運用支援）
質問	フォロワー向けのキャンペーンを実施する際の個人情報の取り扱いは弊社での取り扱いとなりますでしょうか。
回答	協議の上、個人情報を取り扱いいただく場合があります。